

県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1

告 示

- 包括外部監査契約の締結（人事課）…………… 4
- 新たに生じた土地の確認（市町村課）…………… 4
- 字の区域の変更（市町村課）…………… 6
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 6
- 生活保護法による介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 7
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課）… 7
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 8
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…… 8

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（空港課）…………… 9
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 10
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（会計課）…………… 10

訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 10

公安委員会事項

- 沖縄県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則…………… 11

規 則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年 5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県規則第60号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2保健所長の項所長等の欄中「第105号の7」を「第105号の13」に改め、同項委任事項の欄第102号の3を削り、同欄第102号の2中「第9条」を「第14条第1項及び第2項」に、「届出に係る変更及び廃止」を「変更」に改め、同号を同欄第102号の7とし、同号の次に次の6号を加える。

102の8 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項において準用する同法第11条の規定に基づき、動物取扱業の登録を変更し、届出者に通知すること。

102の9 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項において準用する同法第12条の規定に基づき、動物取扱業の登録の変更を拒否し、届出者に通知すること。

102の10 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定に基づき、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に

供すること。

102の11 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定に基づき、動物取扱業者の廃業等の届出を受理すること。

102の12 動物の愛護及び管理に関する法律第17条の規定に基づき、動物取扱業者の登録を抹消すること。

102の13 動物の愛護及び管理に関する法律第19条の規定に基づき、動物取扱業者の登録を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、当該者に通知すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第102号中「第8条第1項」を「第10条第2項」に、「届出」を「登録の申請」に改め、同号の次に次の5号を加える。

102の2 動物の愛護及び管理に関する法律第11条の規定に基づき、動物取扱業の登録をし、申請者に通知すること。

102の3 動物の愛護及び管理に関する法律第12条の規定に基づき、動物取扱業の登録を拒否し、申請者に通知すること。

102の4 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、動物取扱業の登録の更新申請を受理すること。

102の5 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第11条の規定に基づき、動物取扱業の登録を更新し、申請者に通知すること。

102の6 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第12条の規定に基づき、動物取扱業の登録の更新を拒否し、申請者に通知すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第103号中「第12条」を「第23条」に改め、同欄第104号中「第13条第1項」を「第24条第1項」に、「飼養施設を設置する事業所」を「事業所その他関係のある場所」に改め、同欄第105号中「第15条」を「第25条」に、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成12年総理府令第117号）第11条」を「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第12条」に改め、同欄第105号の2から第105号の7までを次のように改める。

105の2 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可をすること。

105の3 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可の変更の許可をすること。

105の4 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第3項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可に係る住所等の変更等の届出を受理すること。

105の5 動物の愛護及び管理に関する法律第29条の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を取り消すこと。

105の6 動物の愛護及び管理に関する法律第32条の規定に基づき、特定動物飼養者（特定動物の飼養又は保管の許可（変更の許可を含む。）を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置を命ずること。

105の7 動物の愛護及び管理に関する法律第33条第1項の規定に基づき、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第105号の9を同欄第105号の15とし、同欄第105号の8を同欄第105号の14とし、同欄第105号の7の次に次の6号を加える。

105の8 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第5項の規定に基づき、申請者に対し、登録証を交付すること。

105の9 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定に基づき、申請者に対し、登録証を再交付すること。

105の10 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条第10号の規定に基づき、特定動物の管轄区域外飼養又は保管の通知を受理すること。

105の11 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第5項の規定に基づき、申請者に対し、許可証を交付すること。

- 105の12 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づき、申請者に対し、許可証を再交付すること。
- 105の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第16条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の廃止の届出を受理すること。
- 別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第8号中「第8条第1項」を「第10条第2項」に、「届出」を「登録の申請」に改め、同欄第9号から第19号までを次のように改める。
- 9 動物の愛護及び管理に関する法律第11条の規定に基づき、動物取扱業の登録をし、申請者に通知すること。
- 10 動物の愛護及び管理に関する法律第12条の規定に基づき、動物取扱業の登録を拒否し、申請者に通知すること。
- 11 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、動物取扱業の登録の更新申請を受理すること。
- 12 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第11条の規定に基づき、動物取扱業の登録を更新し、申請者に通知すること。
- 13 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第12条の規定に基づき、動物取扱業の登録の更新を拒否し、申請者に通知すること。
- 14 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項の規定に基づき、動物取扱業の変更の届出を受理すること。
- 15 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項において準用する同法第11条の規定に基づき、動物取扱業の登録を変更し、届出者に通知すること。
- 16 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項において準用する同法第12条の規定に基づき、動物取扱業の登録の変更を拒否し、届出者に通知すること。
- 17 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定に基づき、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- 18 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定に基づき、動物取扱業者の廃業等の届出を受理すること。
- 19 動物の愛護及び管理に関する法律第17条の規定に基づき、動物取扱業者の登録を抹消すること。
- 別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄に次の16号を加える。
- 20 動物の愛護及び管理に関する法律第19条の規定に基づき、動物取扱業者の登録を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、当該者に通知すること。
- 21 動物の愛護及び管理に関する法律第23条の規定に基づき、動物取扱業者に対し、期限を定めて、勧告をし、又は勧告に係る措置を命ずること。
- 22 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項の規定に基づき、動物取扱業者から必要な報告を求め、又は当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。
- 23 動物の愛護及び管理に関する法律第25条の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第12条で定める事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、勧告し、又は勧告に係る措置を命ずること。
- 24 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可をすること。
- 25 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可の変更の許可をすること。
- 26 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第3項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可に係る住所等の変更等の届出を受理すること。
- 27 動物の愛護及び管理に関する法律第29条の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を取り消すこと。
- 28 動物の愛護及び管理に関する法律第32条の規定に基づき、特定動物飼養者（特定動物の飼養又は保管の許可（変更の許可を含む。）を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置を命ずること。

- 29 動物の愛護及び管理に関する法律第33条第1項の規定に基づき、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させること。
- 30 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第5項の規定に基づき、申請者に対し、登録証を交付すること。
- 31 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定に基づき、申請者に対し、登録証を再交付すること。
- 32 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条第10号の規定に基づき、特定動物の管轄区域外飼養又は保管の通知を受理すること。
- 33 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第5項の規定に基づき、申請者に対し、許可証を交付すること。
- 34 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づき、申請者に対し、許可証を再交付すること。
- 35 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第16条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の廃止の届出を受理すること。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第404号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成18年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合算した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 金沢信昭
 - (2) 住所 豊見城市字真玉橋179番地の33 2F
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払をするものとする。

沖縄県告示第405号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、大宜味村長から同村の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 土地の所在 別図の土地
- 2 地積 176,827.85平方メートル

沖縄県告示第406号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大宜味村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

平成18年沖縄県告示第405号別図の土地176,827.85平方メートルを大宜味村字塩屋念蒲の区域に編入し、その区域を変更する。

沖縄県告示第407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
合資会社かいごの愛（かなさ）	浦添市字沢岨777番地の3寿荘101号室	平成18年2月2日
ヘルプーステーションゆがふ	那覇市首里末吉町1丁目153番地	平成18年4月1日
アイリスケアセンターまあじ	那覇市字識名1249番地1	平成18年4月1日
介護センター福寿の郷	浦添市字沢岨1385番地	平成18年4月7日

2 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルプーステーションさくら	南風原町字大名268番地の2	平成18年4月1日
ケアステーションまーまーず	糸満市字潮平713番地下門アパート103号	平成18年4月1日
訪問介護事業所珊瑚	豊見城市字渡嘉敷248番地大嶺荘105号	平成18年4月1日
社会福祉法人糸満市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	糸満市字真栄里857番地糸満市社会福祉センター内	平成18年4月6日
はーとケアサービス	浦添市字大平451番地暁ビル1階	平成18年4月10日
はーとケアサービス名護	名護市大南二丁目8番2号我那覇貸店舗102号室	平成18年4月10日
桜山荘訪問介護センター	豊見城市字平良155番地の1大城アパート101	平成18年4月10日

3 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人祥杏会おもろまちメディカルセンター	那覇市上之屋1丁目3番1号	平成18年4月1日

4 訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人祥杏会おもろまちメディカルセンター	那覇市上之屋1丁目3番1号	平成18年4月1日

5 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスセンターゆがふ	那覇市首里末吉町1丁目153番地	平成18年4月1日
アイリスケアセンターまあじ	那覇市字識名1249番地1	平成18年4月1日
デイサービス島情	大宜味村字津波1971番地487	平成18年4月7日

6 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスセンター大名	那覇市首里大名町1丁目43番地2	平成18年4月1日
デイサービスセンター大名フレンド	那覇市首里大名町1丁目43番地2	平成18年4月1日

サテライトデイサービスセンター大名	那覇市首里大名町1丁目43番地2	平成18年4月1日
はーとデイサービスセンター	浦添市字大平451番地暁ビル1階	平成18年4月10日

7 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人ちゅうざん会ちゅうざん病院	沖縄市松本六丁目2番1号	平成18年4月1日

8 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護老人保健施設養生の里	豊見城市字豊見城344番地の5	平成18年4月1日
介護老人保健施設桜山荘	豊見城市字高嶺111番地	平成18年4月1日

9 介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
有限会社トータル介護沖縄	豊見城市字高嶺368番地の10	平成18年4月1日
はーとケアサービス	浦添市字大平451番地暁ビル1階	平成18年4月10日

10 短期入所療養介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人ちゅうざん会ちゅうざん病院	沖縄市松本六丁目2番1号	平成18年4月1日

11 介護予防短期入所療養介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護老人保健施設養生の里	豊見城市字豊見城344番地の5	平成18年4月1日
介護老人保健施設桜山荘	豊見城市字高嶺111番地	平成18年4月1日
介護老人保健施設オリブ園	那覇市首里石嶺町4丁目391番地1	平成18年4月1日

12 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人祥杏会おもろまちメディカルセンター	那覇市上之屋1丁目3番1号	平成18年4月1日

13 認知症対応型通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ライブリーハウス	那覇市古波蔵3丁目5番35号	平成18年4月17日
認知症専用通所介護オリブ山	那覇市首里石嶺町2丁目97番1	平成18年4月3日

沖縄県告示第408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 特定福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
有限会社トータル介護沖縄	豊見城市字高嶺368番地の10	平成18年4月1日
はーとケアサービス	浦添市字大平451番地暁ビル1階	平成18年4月10日

2 特定介護予防福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
有限会社トータル介護沖縄	豊見城市字高嶺368番地の10	平成18年4月1日

沖縄県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
合資会社かいごの愛 (かなさ)	浦添市字沢岬777番地の3寿荘101号室	平成18年2月2日
居宅介護支援事業所のぞみ	宮古島市平良字西里820番地	平成18年3月1日
アイリスケアセンターまあじ	那覇市字識名1249番地1	平成18年4月1日
居宅介護支援事業所福寿の郷	浦添市字沢岬1385番地	平成18年4月1日

2 介護予防支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
浦添市地域包括支援センター	浦添市安波茶一丁目1番1号	平成18年4月1日

沖縄県告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
合資会社かいごの愛 (かなさ)	浦添市字沢岬974番地の19	平成18年2月1日

2 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
合資会社かいごの愛 (かなさ)	浦添市字沢岬974番地の19	平成18年2月1日

沖縄県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり名蔵川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
監事	上原嘉善	石垣市字大川399番地

任期 平成18年4月5日から平成19年12月22日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
監事	古見健一郎	石垣市字登野城205番地の3

沖縄県告示第412号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 認定を受けた者の所在地及び名称 名護市字安部156番地の2 株式会社カヌチャベイリゾート 代表取締役 白石武博
- 公告対象区域 名護市字安部156番1ほか108筆
- 公告対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造 次の図のとおり（「次の

図」は、省略し、その図書を沖縄県土木建築部北部土木事務所において縦覧に供する。)

4 認定年月日及び指令番号 平成18年5月9日 沖縄県指令土第554号

公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 空港用化学消防車(3,000リットル級) 1台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成19年12月20日
- (4) 納入場所 北大東空港

2 入札参加資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 営業年数が平成18年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 法人にあっては、資本金が500万円以上であること。
- (3) 従業員が5名以上であること。
- (4) 購入物品に関し、迅速な点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、定期点検以外の緊急を要する修理等のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。

3 入札者に求められる事項 この入札に参加を希望する者は、2に掲げる事項を証明する書類を審査に必要な書類として、入札説明会の日時までに4の(1)の場所に提出すること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話098-866-2400
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間 平成18年6月14日午前10時から同月19日午後5時まで
- (3) 入札説明会の場所及び日時 沖縄県庁舎11階土木建築部入札室 平成18年6月14日午後1時30分
- (4) 入札及び開札の場所並びに日時 沖縄県庁舎11階土木建築部入札室 平成18年7月14日午後1時30分
- (5) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、入札の日時までに入札書の提出場所へ持参すること。電報及び電送による入札は認めないものであること。
- (6) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 平成18年7月7日までに簡易書留郵便により提出すること。

5 入札保証金に関する事項 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年間における本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）との同種、同規模の契約の履行の証明書を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委託を受けた者がした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札

7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者と

する。

8 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語並びに通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) この入札に係る契約については、沖縄県議会の議決を要する。
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

9 SUMMARY

- (1)ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY Aircraft Rescue And Fire Fighting Vehicle(3,000Liter Class) 1 Vehicle
- (2)TIME LIMIT OF DELIVERY December 20, 2007
- (3)BIDDING EXPLANATION MEETING 1:30 p.m. June 14, 2006
- (4)DATE FOR BIDS 1:30 p.m. July 14, 2006
- (5)CONTACT POINT FOR THE NOTICE Airport Division, Department Of Civil Engineering And Construction, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone 098-866-2400

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 都市計画の名称 3・5・沖5号室川線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 財務会計システム2004機器賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県出納事務局会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成18年4月3日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目17番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 44,008,020円
- 6 契約の相手方を決定した手續 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

訓 令

沖縄県訓令第67号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年5月30日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

別表第3福祉保健部の表業務衛生課の項部長等専決事項の欄に第1号として次の1号を加える。

1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律105号）第6条第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定めること。

別表第3福祉保健部の表薬務衛生課の項統括監等専決事項の欄第6号及び第7号を次のように改める。

6 削除

7 削除

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第9号

沖縄県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則を次のように定める。

平成18年5月30日

沖縄県公安委員会

沖縄県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項の規定に基づき沖縄県公安委員会が納付を命ずる放置違反金（以下「放置違反金」という。）に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、納付の期限経過後20日以内に別記様式第1号の督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定による督促状によって指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過後5日以内の日を指定するものとする。

(延滞金)

第3条 放置違反金について前条第1項の規定による督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

- (1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納期限までに納付できなかったとき。
- (2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- (3) 前各号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定による延滞金の額に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。

(滞納処分)

第4条 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関する事務は、警察職員のうちから沖縄県警察本部長が指定した者に委任する。

2 前項の規定による指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、別記様式第2号の徴収職員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）（表）

住所	第 年 月 号 日
殿	

沖縄県公安委員会



督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付して下さい。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年 度	弁明通知書の番号	放置違反金
年	号	円

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注1 上記の放置違反金以外のほか、延滞金についても後日請求しますので、指定された金融機関の窓口でお納めください（延滞金の計算方法等については、裏面に記載されています。）。

注2 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注3 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納め下さい。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示して下さい。

照 会 先

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 沖縄県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
 電話 (098) - 862 - 0110

(裏)

【延滞金に関する事項】

(1) 計算方法

延滞金は、表面記載の放置違反金の額に、納付命令時に指定された納付期限の翌日から納付の日まで

の日数に応じ、その金額に年14.5%の金額の割合を乗じて計算した金額となります。

(2) 計算例

ア 放置違反金が15,000円で、納付命令時の納付期限日の翌日から20日後に納付した場合、延滞金は次のとおりです。

$$\frac{15,000 \text{円 (違反金)} \times 0.145 \text{ (14.5パーセント)} \times 20}{365 \text{日 (1年)}} = 119 \text{円 (1円未満の端数額については、}$$

切り捨てる。)

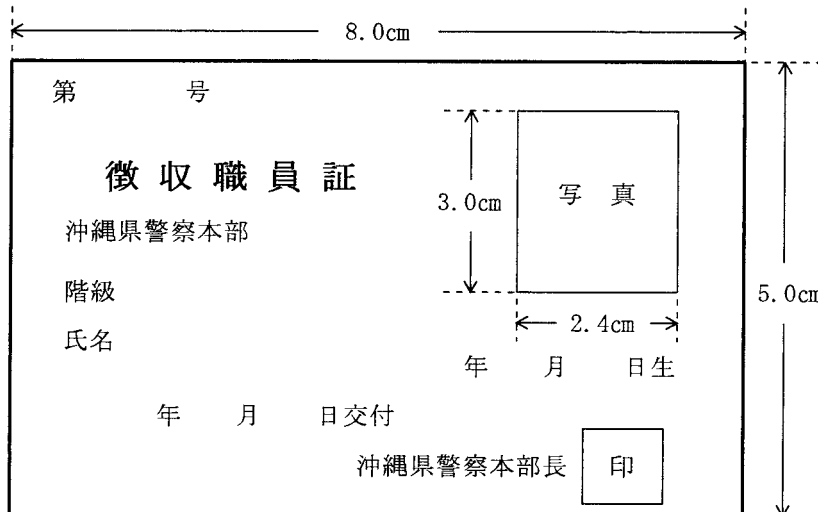
イ 放置違反金が15,000円で、納付命令時の納付期限日の翌日から180日後に納付した場合、延滞金は次のとおりです。

$$\frac{15,000 \text{円 (違反金)} \times 0.145 \text{ (14.5パーセント)} \times 180}{365 \text{日 (1年)}} = 1,072 \text{円 (1円未満の端数額については、}$$

は、切り捨てる。)

別記様式第2号 (第4条関係)

(表)



(裏)

この証票は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定による放置違反金等の滞納処分に関し、質問、検査若しくは捜索又は差押えを行う徴収職員であることを証明するものである。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶1丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--